

7/28 刊

関電、1.9億円所得隠し

役員報酬補填分を国税認定

関西電力が東日本大震災後にカットした役員報酬を補填した問題をめぐり、関電は27日、大阪国税局の税務調査を受け、2019年3月期までの3年間で約1億9800万円の所得隠しを指摘されたと発表した。国税当局は、役員報酬の減額分を退任後の「嘱託報酬」と仮装し補填していたと認定。重加算税の対象とした。

▼31面「実態は退職金」

関電をめぐっては、元役員らが福井県高浜町の元助役・森山栄治氏（19年に死去）らから総額約3億7千万円の金品を受け取っていた問題が19年に発覚。役員報酬の補填についても、関電のコンプライアンス委員会が昨年に出した調査報告書が、16、19年に役員ら18人に相談役や嘱託を委嘱する形で計約2億6千万円を支払ったと指摘していた。

関電によると、大阪国税局は、18人のうち、森詳介元会長ら11人の役員報酬の補填分として約1億9800万円が更正処分の対象と指摘。役員退職金とみなすべき給与を嘱託報酬に仮装したとして、所得隠しと判断したという。重加算税約700万円を含む法人税の追徴課税額は計約3100万円に及んだとみられる。

役員報酬の補填問題で

は、市民団体が元役員らを会社法の特別背任などの疑いで大阪地検特捜部に刑事告発。特捜部が告発を受理し、捜査を進めている。

大阪国税局は、金品受領問題にからみ、関電が全額出資する子会社の「関電プラント」が森山氏に支払っていた顧問報酬約900万円についても、実態は「交際費」にあたるとし、申告漏れを指摘した。追徴課税額は約100万円とみられる。

関電によると、27日午前大阪国税局から更正通知を受け取ったという。同社は「更正処分を踏まえ、本日納税した」とコメントした。

（徳永猛城）

7/58
5/10

国税「実態は退職金」

関電の嘱託報酬指摘

東日本大震災に伴う原発停止で電気料金を値上げし、役員報酬を削ったとしながら、関西電力はその後ひそかに補填していた。大阪国税局は補填分を所得隠しと認定し、27日に通知した。原発を巡る不適切な資金のやりとりについては、大阪地検が捜査している。

「辞める時に嘱託という制度を初めて知った」。関西電力の元役員1人は取材にそう語る。この元役員は、関電の原発事業を統括する

原子力事業本部（福井県美浜町）の幹部だった。2011年の東京電力福島第一原発事故で原発が停止し、関電の経営は悪化した。事故前は電源構成に占める原発割合が5割を超えた関電にとって、早期再稼働は最大の目標。元役員は現地で地元対策に当たった。「当時は再稼働があつてとにかく忙しかった」。高浜原発に関し、福井県高浜町の元助役・森山栄治氏（故人）とやりとりし、金品を受けたこともある。

一部の原発は再稼働したが、関電は役員報酬を減額し、13年と15年に電気料金を値上げした。「身を切る覚悟である」と表明した。値上げの際の国の審査では、人件費は料金算定の基礎となる経費「原価」に組み込むことが認められた。この元役員は退任の際、当時の八木誠会長から子会社への転出と関電の「嘱託」を委嘱された。原発関連業務を任せられたという。「ありがたいと思った」。嘱託の報酬として毎月70万

金品受領と報酬補填

関西電力の役員らが、高浜原発のある福井県高浜町の元助役から金品を受け取っていたことが2019年9月に発覚。受領者は83人で、総額約3億7千万円相当に及んだ。第三者委員会の報告書によると元助役に原発関連工事の発注や情報提供をしていた。

第三者委の調べで、関電が東日本大震災後、電気料金値上げに伴いカットした役員報酬の一部を後に補填していたことも発覚。社外弁護士らの調査では、森詳介元会長が指示し、役員が退任した際に嘱託で任用して減額分を一律に穴埋めしていた。16年7月～19年10月、元役員ら18人に計約2億6千万円が支払われた。

円を得ていたという。だが大阪国税局は、嘱託報酬を「実態は役員への退職金で、仮装している」と認定した。元役員は「色々と言いたいことはあるが、言えない」と話した。社外弁護士らの調査では、関電は15年秋以降、「現役の間は役員報酬となるため、退任後に行う」と記した資料を作成。元役員を嘱託として任用した後に支払うことにし、資料には

「漏洩した場合、補填と非難される」と記した。社外弁護士らは昨年8月に記者会見し、「報酬の後払いにあたる可能性が高い」と指摘。「世の中を裏切ることを平気でしてしまう」と当時の役員らを非難していた。（室英樹）

市民団体が告発

関電による役員報酬の補填をめぐることは、市民団体が昨年6月までに、元役員

らによる多額の金品受領問題などと合わせ、元役員らを会社法の特別背任や収賄などの疑いで大阪地検に刑事告発。地検特捜部は昨年10月に告発を受理し、今年3月以降、元役員らを任意聴取するなど捜査を進めている。

元役員の一部は嘱託として働いていた実態があり、検察の調べにも「正当な報酬だった」と主張しているとみられる。役員報酬の補填について特別背任罪に問うには、関電に財産的な損害を与える意図があったことや、実際に損害を与えたこと、立証が求められる。所得隠しの認定とは異なり、立件のハードルは高い。